

## お客様各位

※ご家族の方にもご一緒にご覧くださいませようお願い申し上げます

### 「いあспа」に関する重要なお知らせとお詫び

平素より弊社製品およびサービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、運営しておりました店舗（無料体験会場）において、「IAS（イアス）30000」又は「IAS（イアス）30000R」という名称の家庭用電位治療器（以下「イアス」といいます。）を販売するにあたり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）の虚偽又は誇大広告の禁止の規制に違反する広告を行っておりました。具体的には、以下のような態様で、あたかも糖尿病、高血圧、腰痛等の疾病又は症状が緩和又は治癒するかのような広告をしておりました。

- ・「イアスの効果 1. 血液をきれいにする 2. 血液の循環を良くする 3. 血管の汚れを分解する 4. 自律神経が整う」などと記載したホワイトボードの掲示
- ・「イアス30000Rを毎日使用すれば免疫力が上がり、生活習慣病にならない」などと記載したポスターの掲示
- ・イアスを毎日使用し続ければ「免疫力が上がり、糖尿病・不眠症・高血圧・パーキンソン・膝痛・アトピー性皮膚炎・骨粗しょう症・うつ病・心筋梗塞・脳血管疾患・不妊症・便秘・ホルモン・コレステロール・耳鳴り・動脈硬化・ぜんそくなどの症状がなくなる」などと記載したプレゼンテーション用資料等の掲示
- ・弊社の従業員らより、来場者に対し、イアスが糖尿病や頻尿などの特定の疾病に効果があるなどと口頭で説明

しかしながら、イアスが医薬品医療機器等法に基づき医療機器として認証を受けている使用目的または効果は、「頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解」のみです。上記の広告は、この範囲をこえて広告をするものとして、虚偽又は誇大な広告に該当し、医薬品医療機器等法に違反するものでした。このような事態を招いたことにより、お客様ならびに関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

### お客様へのお願い

イアスをご使用中のお客様の中には、ご自身の判断で服薬を中止し、結果として体調を崩して医療機関に搬送されたという事例も確認されております。現在、以下に該当するお客様におかれましては、イアスのご使用については必ず医師等の判断を優先していただきますようお願い申し上げます。

- ・医療機関に通院中の方
- ・医師の処方による薬剤を服用中の方
- ・接骨院・鍼灸院などで施術を受けている方

また、ご自身の判断でお薬の服用をやめたり、通院・施術を中止されることは避けてください。

必ず医療機関のご判断を仰ぎ、医師にご相談のうえでご判断いただきますようお願いいたします。

## イアスに関するご案内

イアスには、以下の4症状の緩解（やわらげる効果）のみが認められております。

### 【認められている効能・効果】

- ・頭痛の緩解
- ・肩こりの緩解
- ・不眠症の緩解
- ・慢性便秘の緩解

上記以外の症状や病気については、医療機器としての効果が認められておらず、その他の効果を保証するものではありません。

## すでに実施している取り組み

本件を厳粛に受け止め、弊社では再発防止とお客様からの信頼回復に向け、以下の対策をすでに実行しております。

### 1. 違反表示の撤去と表現の適正化の徹底

- ・全店舗において掲示物（ホワイトボード、ポスター、プレゼン資料など）、体験談パネル、説明資料などの内容を全面的に点検し、誤認を招く表現・法令に抵触する可能性のある表現を撤去しました。
- ・今後使用するすべての掲示物・資料については、医薬品医療機器等法に基づいた適正な範囲の表現に限定し、社内ルールとして明文化いたしました。

### 2. 法務体制の強化と弁護士監修による運用開始

- ・外部の弁護士の監修のもと、法務部門の設置を進めており、社内規程・広告表現・業務マニュアル等の法令適合性について随時助言・確認を受けながら、コンプライアンス体制の整備を進めております。
- ・今後はあらゆる表現・説明・資料の使用にあたって、法務部による事前確認・承認を義務付け、違反を未然に防ぐ運用に移行していく予定です。

### 3. 法令遵守に関する社員教育の強化

- ・医薬品医療機器等法、景品表示法、消費者契約法などの関連法規に関する全社員向け研修を開始し、法的な知識と適正な顧客対応のあり方について徹底的な教育を実施しています。
- ・研修は定期的に継続して行い、新入社員やパートスタッフに対しても同様の教育を義務化しております。

### 4. カスタマーパートナー部の設置と相談体制の整備

- ・お客様のご相談やお問合せに迅速に対応するため、専任部署として「カスタマーパートナー部」を新設いたしました。
- ・製品のご使用に関する疑問や不安に対して丁寧かつ正確にご案内できる体制を整え、必要に応じて法務部と連携しながら、適切な対応を行ってまいります。

## お問い合わせ先

インプレッション株式会社 法務部・カスタマーパートナー部

TEL：06-6488-5553（平日10:00～17:00）

お客様には、多大なるご心配とご不便をおかけしましたこと、あらためて深くお詫び申し上げます。今後は、法令を遵守し、誠実な企業活動を通じて、お客様の信頼を一步一步取り戻してまいります。

令和7年8月

インプレッション株式会社

代表取締役 小島 雄一